

An aerial photograph of Oosaka City, Japan, showing a dense urban landscape with numerous skyscrapers and residential buildings. In the foreground, there is a large green forested area. The city extends to the coast, where a large port with several cranes is visible under a cloudy sky.

第4期 大分市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

概要版

令和6年9月
大分市

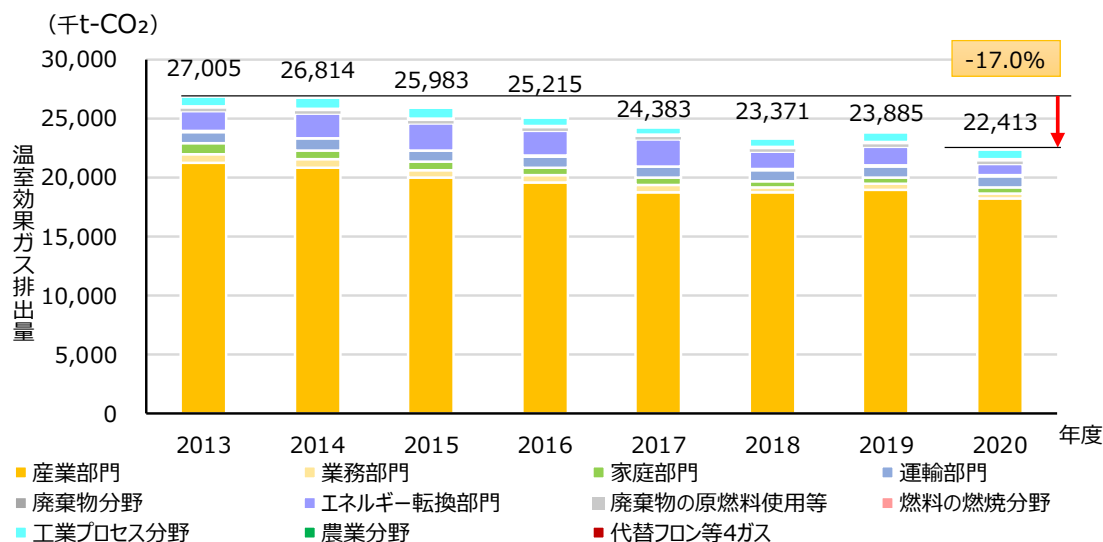
1. 計画の概要

計画の位置付け	本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として位置付けます。 また、大分市総合計画や大分市環境基本計画、その他関連計画と連携を図りながら、地球温暖化対策の施策を推進していくものです。
計画の期間	本計画の計画期間は、2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間とします。
基準年度 目標年度	2013（平成25）年度を基準年度、2030（令和12）年度を中期目標年度とし、カーボンニュートラルを見据えて2050（令和32）年を長期目標年とします。

2. 温室効果ガス排出量の現状

本市の2020（令和2）年度における部門別の温室効果ガス排出量割合は、産業部門が81.5%と最も高く、次いでエネルギー転換部門が4.5%、運輸部門が4.0%を占めています。

◆温室効果ガス排出量の推移



本市には、コンビナートや発電所等の温室効果ガス排出量の大きい事業所が立地し、地域経済を率いています。これらの大規模事業所は「特定事業所」として、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」により、エネルギーの使用状況等を国に報告しています。

本計画による温室効果ガス排出量の把握においては、これらの特定事業所のうち、製造業等の特定事業所について、報告値により算定する部門・分野（以下、「特定事業所」とする。）と、大分市全体から特定事業所を除いた部門・分野（以下、「大分市全体（特定事業所を除く）」とする。）について、分けて把握することとします。

3. 温室効果ガス削減目標

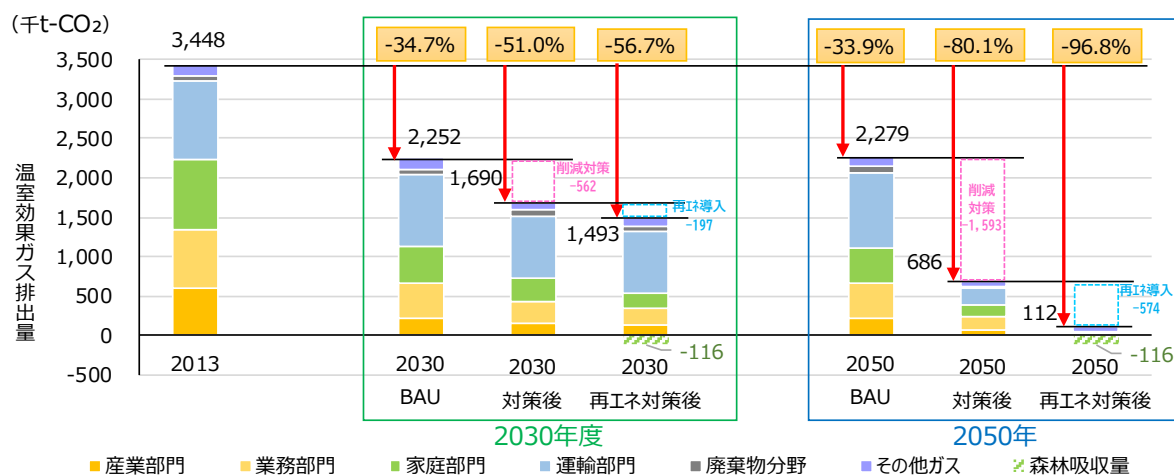
本計画では、温室効果ガス排出量の削減目標と再生可能エネルギーの導入目標を以下のとおり設定します。2050年には、大分市全体において温室効果ガス排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）の達成を目指します。

中期目標	大分市全体 (特定事業所を除く)	2030年度までに2013年度比 50%以上削減 2030年度までに 再生可能エネルギーを 2,831TJ※導入 (発電電力量: 786,397 MWh)
	特定事業所	2030年度までに2013年度比 30%削減
長期目標	大分市全体 (特定事業所を除く)	2050年までに 温室効果ガス排出実質ゼロ (カーボンニュートラル) を達成 2050年までに 再生可能エネルギーを 8,266TJ※導入 (発電電力量: 2,296,139 MWh)
	特定事業所	2050年までに 温室効果ガス排出実質ゼロ (カーボンニュートラル) を達成

※) J (ジュール) は発熱量の単位で、1TJ (テラジュール) = 1 兆 J (ジュール) です。

◆カーボンニュートラル達成に向けた

大分市全体（特定事業所を除く）の温室効果ガス排出量・森林吸収量のまとめ



4. 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策を推進するにあたっては、計画の推進が持続可能な社会の構築に向けた SDGs の達成に資するものであることを考慮し、さまざまな取組を進めてまいります。

◆緩和策の施策体系

基本方針	施策内容	関連する SDGs の目標
方針1 省エネルギー対策の推進	① 省エネルギー行動の実践 ② 省エネルギー機器等の導入促進 ③ 省エネルギー建築の推進	
方針2 交通・物流の脱炭素化の推進	① 次世代自動車の普及促進 ② 移動の効率化の推進 ③ 公共交通機関等の利用促進・電化の推進 ④ 自転車利用の推進	
方針3 4Rの推進による循環型社会の構築	① 4Rの推進 ② ごみに関する環境教育による意識向上	
方針4 再生可能エネルギー等の利活用の促進	① 再生可能エネルギー設備等の導入推進 ② 再エネ電力への切り替え促進 ③ 水素エネルギー等の利活用促進	
方針5 地域資源の保全・活用の推進	① 森林等の適正な管理・整備の推進 ② 緑化の推進 ③ 地域資源の活用	
方針6 環境教育・多様な主体との連携	① 環境教育・環境学習の充実 ② 連携体制の充実	

◆適応策の施策体系

基本方針	対応する分野	関連する SDGs の目標
方針1 気候変動の影響による被害の防止・軽減	水環境・水資源 健康 国民生活・都市生活	
方針2 自然環境の保全と地域強靱化	自然生態系 自然災害・沿岸域	
方針3 社会や経済の健全な発展	農業・林業・水産業 産業・経済活動	

緩和策 基本方針 1

省エネルギー対策の推進

温室効果ガス排出量の大部分を占めるエネルギー起源の二酸化炭素排出量を削減するためには、私たちのくらしや事業活動で消費するエネルギー等を限りなく減らした上で、無駄にすることなく、効率的に使うことが重要です。

市民・事業者の一人ひとりが節電や省エネルギーを徹底し、脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換や省エネルギー機器の導入などのエネルギー消費を減少させる取組を進めていきます。

- ① 省エネルギー行動の実践
- ② 省エネルギー機器等の導入促進
- ③ 省エネルギー建築の推進

緩和策 基本方針 2

交通・物流の脱炭素化の推進

大分市の製造業（特定事業所）を除く温室効果ガス排出量の約 4 割を運輸部門が占めていることから、特に自動車からのエネルギー消費を抑制することが重要になります。自動車そのものの脱炭素化だけではなく、本市では高齢化が進んでいることから、公共交通等の維持を図るとともに、パークアンドライドやサイクルアンドバスライドなどさまざまな移動手段を組み合わせ、人の移動の効率化を推進します。

また、本市は物流拠点でもあることから、船舶や鉄道等を活用したモーダルシフトや共同輸配送の推進など物流効率の改善を図ります。

さらに、コンパクトシティと徒歩や自転車で暮らしやすい環境整備を通じて、健康にも資する脱炭素型のまちづくりが求められます。

- ① 次世代自動車の普及促進
- ② 移動の効率化の推進
- ③ 公共交通機関等の利用促進・電化の推進
- ④ 自転車利用の推進

緩和策 基本方針 3

4 R の推進による循環型社会の構築

循環型社会の構築により、ごみを減量化することは、ごみの焼却処理による温室効果ガス排出量の削減につながります。特に廃棄物部門からの温室効果ガス排出量は、一般廃棄物に含まれるプラスチックの焼却による排出が大部分を占めているため、プラスチックごみの削減に向けた取組が重要となります。

廃棄物の発生抑制、発生回避、循環資源の再使用、再生利用の取組を促進するとともに、家庭・事業者に向けた廃棄物の発生抑制の取組を支援し、温室効果ガス排出削減につながる循環型社会の構築に向けて取り組んでいきます。

- ① 4 R の推進
- ② ごみに関する環境教育による意識向上

緩和策 基本方針4

再生可能エネルギー等の利活用の促進

再生可能エネルギーは温室効果ガスを排出せず、枯渇することのない持続可能なエネルギー源です。本市では、特に太陽光発電のポテンシャルが大きくなっています。

また、自家消費型の太陽光発電システムと蓄電池を併せて活用することで、災害時に独立したエネルギー源としての役割を担うこともできます。

市域における再生可能エネルギーの導入について、地域振興の観点もふまえ、地域の特徴を生かした取組を進めていきます。

- ① 再生可能エネルギー設備等の導入推進
- ② 再エネ電力への切り替え促進
- ③ 水素エネルギー等の利活用促進

緩和策 基本方針5

地域資源の保全・活用の推進

2050年カーボンニュートラル実現を目指すためには、二酸化炭素の吸収源としての森林や緑地、里地里山などの保全が必要です。

森林等の適切な管理は、雨水の流出調整機能などの確保につながり、豪雨時の洪水抑制など災害対策としても有効です。また、森林セラピーなど森林資源を活用したイベントを通じて、心身の健康とともに森林の重要性を啓発します。

佐賀関の沿岸域は関アジ・関サバの産地として全国的にも名前が知られていますが、藻場（クロメ）があり、生物多様性上の重要性に加えて、ブルーカーボンによる吸収源としての働きも期待されることから、水産資源の保全対策も推進します。

- ① 森林等の適正な管理・整備の推進
- ② 緑化の推進
- ③ 地域資源の活用

緩和策 基本方針6

環境教育・多様な主体との連携

すべての主体の参画による地球温暖化対策を推進するためには、主体間の連携が欠かせません。市民や事業者に向けた情報の収集と発信、学校等における環境教育や講演会などが一方的なものとならないよう、必要とされる情報を適切に届けることが必要です。

また、市域全体をみて、エネルギーを無駄なく効率的に使うことができるよう、市民・事業者・行政の枠にとらわれない連携により、地域の特徴を生かした取組を進めていきます。

- ① 環境教育・環境学習の充実
- ② 連携体制の充実

適応策 基本方針1

気候変動の影響による被害の防止・軽減

本市においても、熱中症や熱帯性感染症の発生増加など気候変動による健康への影響が懸念され、市民も高い関心を持っています。さらに、降雨等の条件の変化による水資源への影響や、災害リスクの増大による生活への影響も予測されています。

このような気候変動による市民生活への影響を防止・軽減するため、水資源の利用、熱中症対策等の健康面での対策、食料備蓄等の市民生活の安全・安心の確保に関する取組を推進します。

適応策 基本方針2

自然環境の保全と地域強靱化

自然環境は、生物の生息・生育の場であるとともに、私たちへ多くの恵みをもたらしています。しかし、近年では、外来生物の繁殖や生育・生息空間の変化により生態系への影響が懸念され、生物季節の変化も予測されています。また、自然環境は水害や土砂災害等の災害リスクを有しており、気候変動により自然災害の発生リスクの増大や被害の増大も想定されています。

豊かな自然環境を保全するとともに、自然と共生しながら、防災・減災等に資する強靱で持続可能な地域づくりのための取組を推進します。

適応策 基本方針3

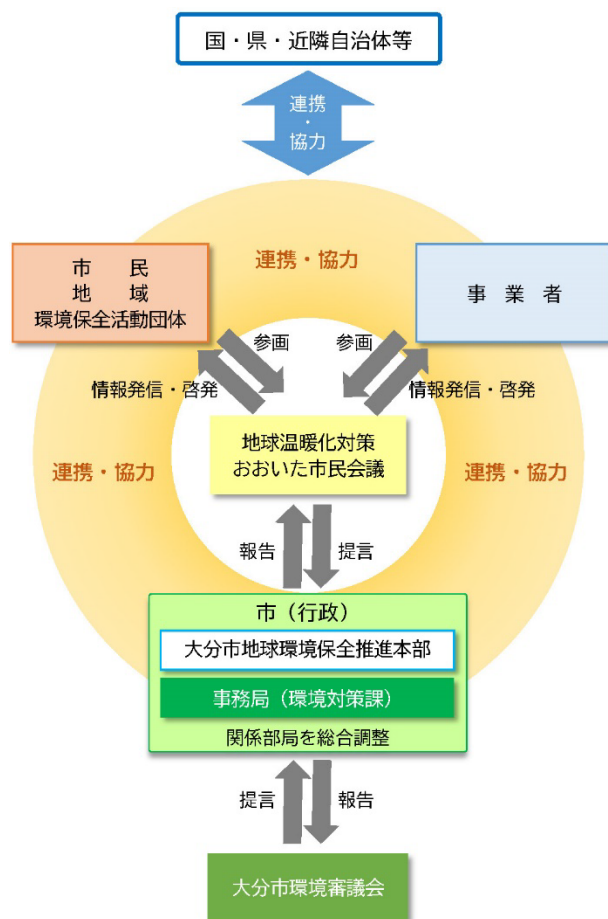
社会や経済の健全な発展

本市においても、気候変動により、農畜産物の品質や収量の低下、病害虫による被害拡大による第一次産業への影響が予測されています。気候変動に適応しながら、社会や経済の健全な発展を促進するため、気候変動に対応した新たな技術活用・普及や施設整備、体制構築等により、災害に強い産業基盤づくりを推進します。

5. 推進体制・進捗管理

本計画に掲げた地球温暖化対策を推進するためには、市民・事業者・行政等のあらゆる主体が互いに連携・協力し、それぞれの立場で地球温暖化対策に取り組むことが重要です。そこで、右の体制のもと着実な推進を図ります。

本計画の進捗管理は、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、「計画：Plan」、「実行：Do」、「点検・評価：Check」、「見直し：Act」という手順によるPDCAサイクルを用い、これらを繰り返し行っていくことで計画の進捗状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善を図ります。





発行：大分市 環境部 環境対策課
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
HP <https://www.city.oita.oita.jp/>